労働安全衛生規則に基づき作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質を定める告示について

The Knights

厚生労働省は2022年12月26日に「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの」について告示を行いました。

1. 経緯・背景

2022年5月に公布された「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」により、「労働安全衛生法」に基づく新たな化学物質管理が定められました。その一環として、事業者は、厚生労働大臣が定める「がん原性物質」について、これら物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者の作業記録等を30年間保存することが義務付けられました。今回の告示では、がん原性物質の対象を定めています。

2. 告示のポイント

＜作業記録等の30年間保存が必要ながん原性物質の範囲＞

労働安全衛生法に基づきリスクアセスメントの実施が義務付けられているリスクアセスメント対象物のうち、国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分1に該当する物であって、2021年3月31日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの。

ただし、以下のものおよび事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除く。

- エタノール
- 特別管理物質※

※　特定化学物質障害予防規則第38条の3に規定する特別管理物質

3. 適用日　2023年4月1日

当社では作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料　2022年12月26日付　厚生労働省報道発表資料

有機分析箇所　織田美里

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社
〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590　FAX.048-886-2817
URL：www.knights.co.jp

当社では毎月メールマガジンを配信しております！
情報はよく目にするが情報量が多い。情報はあるけれど理解しづらい文章が多い。そのような　お悩みを解決すべく、なるべくわかりやすい文章で、最新情報や時期的に必要と思われる情報をメールマガジンにしてお届けしています。ご了承いただければ配信致します。
お問合せはこちら